

第1章

トピックス 特集

- トピックス 1 令和元年東日本台風(台風19号)による被害状況と復旧に向けた取組
- トピックス 2 令和の大嘗祭関連儀式等の実施
- トピックス 3 「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」の制定
- トピックス 4 CSF(豚熱)対策の強化
- 特集 1 農村誘客プロモーション「とちぎの農村めぐり」の展開
- 特集 2 「いちご王国」プロモーションの展開
- 特集 3 水田を活用した土地利用型園芸の生産拡大

【トピックス1】令和元年東日本台風(台風19号)による被害状況と復旧に向けた取組

1 令和元年東日本台風(台風19号)による気象状況

令和元年10月6日に南鳥島近海で発生した台風19号は、7日には大型で猛烈な台風となりました。小笠原近海を北北西に進み、8日には北よりに進路を変え伊豆諸島北部を北北東に進みました。

12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、12日夜遅くには栃木県へ最接近し、13日未明に東北地方の東海上に抜けました(図1、写真1)。

降り始めからの総降水量は、多い所で、奥日光で512.5ミリ、足尾、土呂部、塩谷、葛生、今市で400ミリを超える大雨となりました(図2)。



図1 台風19号経路図(宇都宮気象台より)

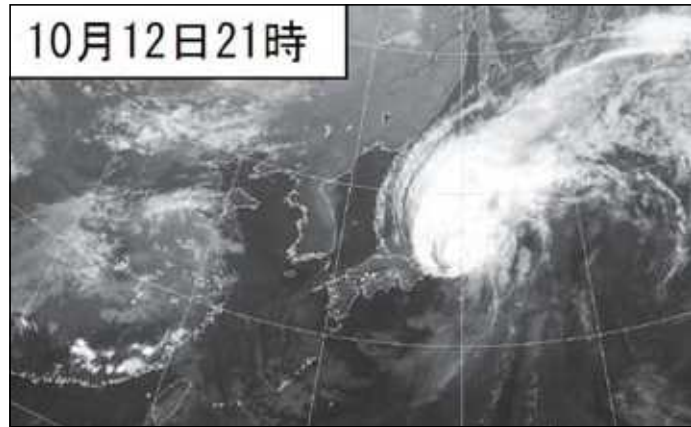


写真1 気象衛星赤外図(宇都宮気象台より)

2 県内の被害状況

河川の氾濫等によるほ場や栽培施設内の冠水及び土砂の流入によって、いちご、トマト、水稲などの農作物の浸水に加え、農地・農業水利施設の被害、農業用ハウスや機械の損壊など、本県農業に甚大な被害が発生しました(写真2、3、4、5、6、7、8)。

被害金額は、農作物で約41億円、家畜等で約0.2億円、パイプハウスなどの農業生産施設等で約24.5億円、集出荷場などの共同利用施設で約1.7億円、農地・農業水利施設等で約110億円、合計で約177.6億円となり、過去に発生した風水害としては、平成10年8月末の北関東・南東北豪雨災害(那須水害)に次ぐ被害となりました。

被害市町は、県内全25市町にのぼり、特に、佐野市、栃木市、足利市など県

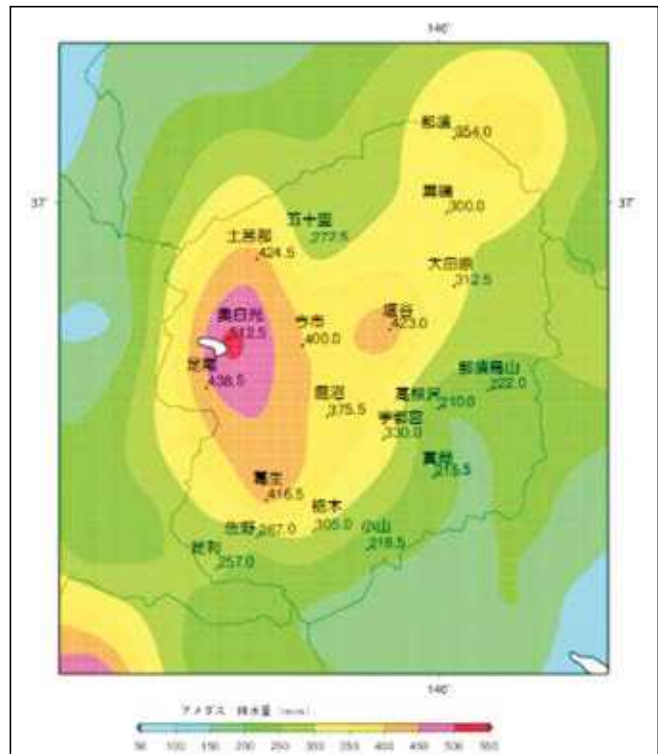


図2 アメダス積算降水量分布図(10月11日00時~13日09時)(宇都宮気象台より)

南地域を中心に大きな被害が発生しました。

また、被害作物は、いちご、トマト、水稲など計30品目以上となり、流出や死亡など被害を受けた家畜等は、採卵鶏や乳用牛など4畜種、8,737頭羽、被害を受けた農業生産施設等は、農業用機械やパイプハウス、鉄骨ハウスなど計2,186棟に及びました(表1)。

農地被害は、河川の堤防決壊による土砂流入や耕土の流出、畦畔の崩壊など1,381か所、農業水利施設は、水路、堰、頭首工の破損など1,405か所となりました(表1)。



写真2 土砂の流入によるパイプハウスの倒壊①



写真3 土砂の流入によるパイプハウスの倒壊②



写真4 冠水したパイプハウス内部(いちご)



写真5 冠水したパイプハウス内部(りんどう)



写真6 堤防決壊による農地への土砂流入



写真7 ため池の決壊



写真8 揚水機場の水没

表1 農作物及び農業施設の被害状況(令和2年3月11日時点)

		箇所数	被害額(千円)
農地・農業水利施設		2,786	11,001,000
	農地 (土砂流入、畦畔崩壊等)	1,381	5,150,000
	農業水利施設 (水路、堰、頭首工の破損等)	1,405	5,851,000
		面積(ha)	被害額(千円)
農作物等		2,133	4,117,448
	いちご	76	2,019,371
	トマト	27	627,144
	水稲	1,181	531,550
	その他	849	939,383
		頭羽数	被害額(千円)
家畜等		8,737	20,512
	採卵鶏	8,700	8,613
	乳用牛	19	8,056
	その他	18	3,843
		施設数(棟)	被害額(千円)
農業生産施設		2,186	2,452,388
	農業用機械	1,339	1,252,171
	パイプハウス	405	394,818
	鉄骨ハウス	86	318,576
	その他	356	486,823
		箇所数	被害額(千円)
共同利用施設(集出荷場などJA等の施設)		4	168,000
合計			17,759,348

3 経営再建等への対応

(1)技術指導等による現場支援

県では、台風通過直後に、いちごの葉に付着した土壌の洗浄や病害虫防除など、農家が早急を実施すべき作物ごとの対策をまとめた農業技術対策指針を発出し、作物のダメージが最小限となるよう指導・助言を行いました。

また、被災した就農間もない農家に対しては、県・市町・農業協同組合・農業共済をメンバーとした経営再建支援チームによる個別巡回を行い、適切な支援策を提案するなど、きめ細やかなサポートを実施しました。

(2)県条例に基づく支援

県では令和元年10月24日、栃木県農漁業災害対策特別措置条例を適用し、①生産を維持増進する助成措置(農作物育成管理用施設等撤去作業費補助、農作物等取り片付け作業費補助、代替作付け用種苗等購入費補助、病害虫防除用農薬購入費等補助、樹草勢回復用肥料購入費等補助)、②資金の融通を円滑にする措置(災害経営資金、施設復旧資金への利子補給)を講じるとともに、関連する資金(農業近代化資金(災害復旧支援資金))を措置しました。

表2 過去5年間の農漁業災害に係る条例適用状況

災害の種類	被害額(千円)	
	農作物等	農業生産施設
H27年9月関東・東北豪雨	2,349,210	481,092
H28年1月18日の降雪害	542,904	488,919
H30年8月下旬から10月上旬の台風等の強風害	698,390	613,900
R1年10月12～13日の台風19号の風水害 ※被害額は、条例適用時点(令和元年10月24日)のもの	5,764,515	1,438,357

(3)国の支援制度の活用

国が、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)等による支援を決定したことから、倒壊した農業用ハウスなどの撤去や再建などについて、市町と協調し、上乗せ補助を行いました。

被災した施設の解体、運搬、処理や土砂、土砂まじりのがれき等の運搬、処理などについては、国3/10、県1.5/10、市1.5/10以上の補助、倒壊した農業用ハウスなどの撤去や再建などについては、被災農業者が園芸施設共済に加入している場合、国3/10、県0.5/10、市0.5/10の補助を行いました。

また、園芸施設共済対象外である農業用機械や畜産関連施設、農機具格納庫等については、国5/10、県2/10、市2/10の補助を行いました。

さらに、被災農家等営農再開緊急対策事業では、保管米に浸水被害が生じた農家の支援として、営農再開に向けた土づくりや土壌診断、資材の準備等に係る経費について、国2/4、県1/4、市1/4の補助(上限70,000円/10a)を行いました。

この他、国において、被災したパイプハウスを撤去し、耐候性ハウスを再整備する場合に支援する強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援型)、ほ場等に堆積した稲わらの撤去や大規模な浸水被害を受けた農家の土づくり、果樹園における改植の取組支援に要する経費支援を行う持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)など、様々な支援策が示されました。

農地や農業水利施設等の被災施設は、農地・農業用施設災害復旧事業の補助制度を活用しました。また、激甚指定に基づく増高申請により、農地で約95%、農業用施設で約98%の高補助率による復旧事業の実施を支援しています。

(4)支援対策に係る説明会の開催

災害にいち早く対応するため、県では、令和元年10月28日に、市町及び農業団体向け「令和元年10月の台風19号による農作物等の被害に係る支援説明会」を開催しました(写真9)。

また、令和元年11月21日には、国の追加支援策が示されたため、被災農家が各種支援策を適切に活用できるよう、「台風19号への追加支援対策に係る県の対応等説明会」を開催しました。

その他、農地・農業水利施設等の復旧に係る説明会や各種事業説明会、各農業振興事務所でも説明会を開催するなど、速やかな復旧と事業の適切な執行に向け、関係者一丸となって取組を実施しました。(写真10)



写真9 農作物等の被害に係る支援説明会



写真10 復旧工事の早期発注や高補助率申請手続きに係る担当者説明会

(5)農地・農業水利施設等の復旧対応について

農地・農業水利施設等の被害については、災害発生の翌日から被災状況の調査や現地測量など、復旧に向けた支援を行いました。

特に、災害復旧事業の早期着手に向け査定を速やかに行うために、超簡易査定方式を採用するとともに、査定設計書の作成マニュアルや増高申請、決定前施行などを迅速に取り組めるよう、手引きを作成するとともに、令和元年12月17日に市町や土地改良区の担当者に対する説明会を開催しました。

また、実施設計書の作成にあたっては、ドローンを活用した測量や標準断面方式による設計を採用するなど、迅速な工事発注に向けた業務支援を実施しました。

さらに、支援に当たっては各農業振興事務所の技術職員だけでなく、国(関東農政局)や他県(和歌山県・岡山県・高知県)から応援職員を招致し、実施設計書作成や河川災害復旧事業との

連携調整、工事執行に係る助言、工事に係る監督指導など市町等への積極的な支援を行っています。

今後は、すべての被災箇所の1日も早い営農再開に向け、農地や農業水利施設等の復旧支援とともに、営農技術対策などとの一体的な支援に取り組みます。



写真11 西前原排水機場周辺の湛水状況(令和元年10月13日撮影)



写真12 畦畔崩落現場の測量



写真13 復旧計画について市町担当者と打合せ

【トピックス2】令和の大嘗祭関連儀式等の実施

天皇陛下の皇位継承に伴う一世に一代の最重要な儀式である大嘗祭に関連し、新穀を納める悠紀地方に本県が選ばれ、関連儀式が執り行われました。大嘗祭で使用される新穀は、高根沢町大谷下原の悠紀斎田において、大田主と呼ばれる耕作者の石塚毅男(いしつかたけお)氏が丹精こめて栽培した県オリジナル品種「とちぎの星」が収穫され、宮内庁に納められました。

また、悠紀地方の献物としていちご、なし、にらなどの15品目の特産品が供納され、大饗の儀において披露されるなど、本県産米やその他農林水産物が注目されています。

1 大嘗祭関連儀式等

○「斎田定点の儀」(5月13日)

大嘗祭に使用される米の産地として、悠紀地方は栃木県、主基地方は京都府が選定されました。
※選定は、亀朴きぼくと呼ばれる占いにより決定。

○「悠紀斎田拔穂前一日大祓」(9月26日)

「悠紀斎田拔穂の儀」を前に、儀式に携わる拔穂使、関係諸員の穢れを祓う儀式が、斎田のある高根沢町を流れる宝積寺の鬼怒川河川敷で実施されました。

○「悠紀斎田拔穂の儀」(9月27日)

悠紀斎田から新穀の収穫を行う儀式が、高根沢町大谷下原の斎田及び斎田横に設置された斎場(神殿、稲実殿、神饌所等)で実施されました。

○「悠紀主基地方新穀供納」(10月15日)

悠紀主基両地方の斎田から収穫された新穀を供納する儀式が大嘗宮の斎庫において実施されました。

○「大嘗宮の儀」(11月14日～15日)

新天皇が新穀を神々に供えて、自らもお召し上がりになり、国家・国民の安寧や五穀豊穰などを祈る儀式が行われ、悠紀主基両地方の新穀が供饗の儀で使われました。

○「大饗の儀」(11月16・18日)

大嘗宮の儀終了後に行われる饗宴において、悠紀主基両地方の斎田から供納された新穀で醸造された白酒しろき・黒酒くろきが参列者に振る舞われ、新穀も共に召し上がられました。

また、悠紀主基両地方からは、両地方を代表するにふさわしい農林水産物が供納され、本県からは、いちご(栃木i37号)、なし(にっこり)、にらなどの野菜・果実12品目と水産物の焼鮎、特用林産物の椎茸の他、干瓢が供納され、大饗の儀において、それぞれ長三宝に並べられ、品目が読み上げられるなど、天皇陛下をはじめ、参列者に披露されました。



写真1 「悠紀斎田拔穂前一日大祓」において
大麻(おおあさ)を川に流す拔穂使



写真2 「悠紀斎田拔穂の儀」において
斎田から稲を刈り取る大田主と奉耕者

【トピックス3】「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」の制定

1 条例制定の背景等

昭和27年に制定された主要農作物種子法は、戦後の食糧増産という時代の要請を背景に、稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から、①都道府県内に普及すべき優良品種の指定、②原種及び原原種の生産、③種子生産ほ場の指定並びに種子の審査等を都道府県に義務付けていましたが、平成30年4月に規制改革の一環で廃止されました。

このような情勢を踏まえ本県では、主要農作物種子法廃止後の種子供給のあり方について検討するため、「主要農作物の種子供給のあり方検討会」を設置し、県・農業団体等の関係者による議論を重ねてきました。

その結果、本県農作物の競争力の強化を図る観点から、稲・麦・大豆に加えて県が育成したいちごその他の園芸作物を対象に含めるとともに、種苗の生産・供給に携わる関係者が果たすべき役割を明確化することで、種苗の安定供給体制を構築し、本県農業の持続的な発展を図るための本県独自の条例を策定することとしました。

2 条例の概要

(1)対象とする農作物

- ①本県が品種を育成した園芸作物:いちご、なし、うど、あじさい、りんどう、にら
- ②作付面積が大きく生産者数も多い農作物:稲、大麦、小麦、大豆

(2)県の責務

- ①優良な種苗の生産等に関する施策や必要な体制の整備の推進
- ②奨励品種の指定、奨励品種の原種苗等の生産及び供給
- ③県が育成した品種の知的財産権の保護及び活用

(3)種苗の生産・供給に携わる関係者の役割

- ①優良な種苗の生産・供給に関する計画の策定(種苗生産等計画策定者)
- ②優良な種苗を生産するためのほ場の選定、ほ場及び生産物の確認(種苗事業者)
- ③種苗法に基づく生産等に関する基準を遵守し、優良な種苗を生産(種苗生産者)

〔奨励品種のうち、種苗の生産において県内の農業団体等が生産・供給を担うもの〕
〔(いちご、稲、大麦、小麦、大豆)についての役割を規定〕

(4)条例制定の状況

- ①条例公布日:令和元年10月11日
- ②条例施行日:令和2年4月1日

3 種苗の安定供給体制の構築に向けて

本条例が目指す「本県農作物の競争力の強化」及び「本県農業の持続的な発展」の実現に向けて、県民の理解を得ながら本条例を運用するため、種苗の生産・供給に携わる関係者や有識者等を構成員とする会議を設置します。

また、稲・麦・大豆の種苗生産に係る生産者の確保・育成や老朽化が進む基幹施設等の整備などの課題に対応していくため、種苗の生産・供給に携わる関係者を構成員とする新たな会議を設置し、優良な種苗の安定生産に向けた検討を進めていきます。



想定される奨励品種の一例



栃木i37号(いちご)



とちぎの星(水稻)



にっこり(なし)



きらきら星(あじさい)

【トピックス4】CSF(豚熱)対策の強化

平成30年9月、岐阜県で我が国では26年ぶりとなるCSFが発生しました。この病気は、豚とイノシシしか感染しませんが、伝染力と致死性が極めて強く、もし養豚場で発生すると、まん延防止のため、農場の豚を全て殺処分しなくてはならないという、養豚農家にとって恐ろしい病気です。養豚農家は、CSFに限らず、病気の侵入を防ぐ衛生対策は講じていますが、今回は野生イノシシに感染が広がったため、感染拡大が止まらず、令和元年9月には関東地方にまで感染が拡大し、本県へのウイルス侵入の危険性が大きくなっています。県では、CSFの発生を防ぐため、様々な対策を講じてきました。

1 体制強化

9月の関東地方(埼玉県)でのCSF発生を受け、9月20日に「豚コレラ等防疫対策会議」、12月16日に「CSF緊急対策会議」などの会議を緊急開催し、情報の共有と対応策を確認しました。また、県庁内の連絡会議で、万一の発生に備えるとともに、12月18日には「栃木県CSF感染拡大防止対策協議会」を設立し、関係者が連携してCSF対策に取り組むことを確認しました。さらに、CSF対策を着実に推進するため、12月6日付けで畜産振興課内に家畜防疫班を新設しました。



CSF感染拡大防止対策協議会

2 養豚農家の衛生管理強化

(1)飼養衛生管理基準の遵守

養豚農家に対し、家畜保健衛生所を中心とした巡回指導等により、CSFに関する正確な情報提供を図るとともに、農場に出入りする人や車両の消毒徹底や、異常な豚の早期発見と通報などの、「飼養衛生管理基準」の遵守徹底を繰り返し呼び掛けました。



車両消毒ゲート

(2)防護柵・消毒ゲート設置支援

ウイルスを持った野生動物などが養豚場内へ侵入することを防ぐため、農場の周囲を柵で囲う「防護柵整備支援事業」や、車両を介した伝染を防ぐための車両消毒ゲートを設置する支援事業を県内全養豚農家を対象に実施し、効果的な防疫対策を推進しました。

(3)研修会開催

9月27日に養豚生産者を対象にイノシシの専門家による「野生イノシシ対策研修会」を、11月27日には発生県の管理獣医師を招き「CSF講習会」を開催しました。

(4) 予防的ワクチン接種

県養豚協会のワクチン接種への知事への要請を踏まえ、10月4日に農林水産大臣あて関東広域での予防的ワクチン接種の実施について要望活動を実施、更に12月6日には、関東地域の養豚主産県である栃木県・茨城県・群馬県の3県知事が内閣総理大臣に対し改めて予防的ワクチン接種等について要望しました。

農林水産省は当初、飼養豚への予防的ワクチン接種については慎重な姿勢を示していましたが、CSF感染拡大と各県の要望を受け、10月15日付で「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」を改正し、地域限定で予防的ワクチン接種の実施が可能となり、さらに12月20日、栃木県を含めた8県が新たにワクチン接種推奨地域追加されました。このため、本県も県内約44万頭の飼養豚へのワクチン接種を進めることとなりました。



野生イノシシ対策研修会



3県知事要望活動

3 野生イノシシ対策

(1) 捕獲強化

CSF発生県に隣接する市町での野生イノシシ捕獲を推進するとともに、ウイルス侵入を早期に察知するため、市町や猟友会等の協力のもと、関係する市町での捕獲イノシシの検査体制を構築しました。



抗体検査

(2) 経口ワクチン散布

国は、本県を含むCSF感染未確認地域において、重点的に経口ワクチンを散布するワクチンベルトを構築し、CSFウイルスの拡散防止を図ることとしたことから、本県においても経口ワクチン散布を開始しました。

散布場所は、CSFに感染した豚や野生イノシシが確認されている埼玉県と群馬県に隣接している県南西部とし、県・市町・猟友会など連携して散布(埋設)作業を行いました。今後は、経口ワクチン散布を継続しながら、野生イノシシがCSFの抗体を持っているか、調査を行います。

(3) 経口ワクチンの空中散布

12月20日、農林水産省は防衛省の協力を得て、人の手による散布が困難な日光市足尾地域の国有林約5,000haに、ヘリコプターで2,500個の経口ワクチンを散布しました。



自衛隊ヘリによるワクチン散布

【特集1】農村誘客プロモーション「とちぎの農村めぐり」の展開

農村地域への更なる来訪者の獲得と、周遊促進による滞在時間の延長を図るため、令和元年度から、農村誘客プロモーション「季節を楽しむ！ とちぎの農村めぐり」を開始し、情報発信の強化に取り組んでいます。

1 情報発信の事業組み立て

デジタル広告やInstagram、ホームページを有機的に組み合わせて情報発信を行うことで、本県農村地域への興味を喚起し、「農村地域へ行きたい」と思う方の増加を図っています。

また、Instagramやホームページで得た情報を基に農村地域を訪れ、スタンプラリーでより多くの施設等をめぐってもらうことで、農村地域の周遊の促進を図っています。



2 デジタル広告の活用とデータ分析

食や農業体験等に関する検索頻度が高いインターネットの利用者にターゲットを絞り、Web検索エンジン(Google)やInstagramで、農村誘客に関する取組をPRするデジタル広告を配信したところ、特集ホームページへのアクセスが倍増するなど、顕著な効果が見られました。



掲載されたデジタル広告

3 Instagramを活用した情報発信

令和元年6月6日に、農村地域の多彩な食や景観などの情報を発信するInstagramを開設しました。

市町と連携し、地域で行われているイベント等の告知を行うほか、イベント等取材し、写真や動画をほぼ毎日配信しています。



Instagramによる配信

4 特集ホームページを活用した情報発信

令和元年6月6日に、観光と連携したホームページを開設しました。

農村地域の詳細な情報をまとめて入手できるプラットフォームとして、約200件の施設等を季節ごとに分けて掲載しているほか、インスタグラムやスタンプラリーに関する情報も掲載しています。

また、閲覧者の属性等を分析し、情報発信方法の改善に活用しています。



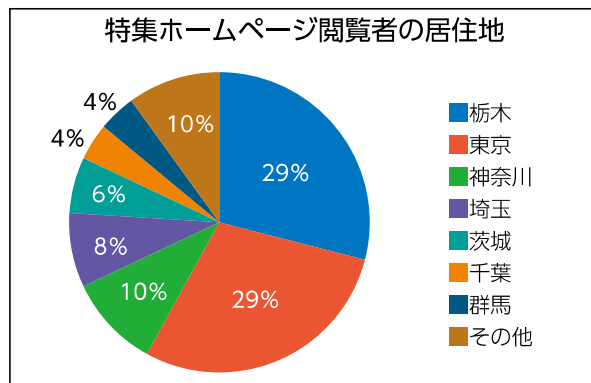
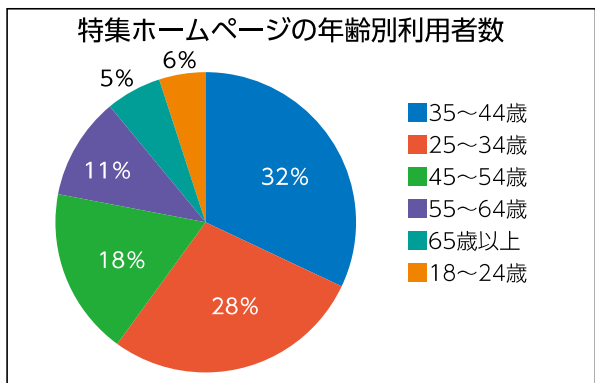
特集ホームページによる発信①



特集ホームページによる発信②



特集ホームページによる発信③



令和元年12月31日

5 スタンプラリーによる周遊促進

農村地域を訪れた方が農村の魅力を十分に満喫してもらえるよう、スマートフォンを利用して県全体を巡るデジタルスタンプラリーを、夏・秋・冬の3シーズンに分けて実施しました。

夏はひまわり畑やブルーベリー農園、秋は棚田や観光ヤナ、冬はそば店やいちご狩りなど、農村地域ならではのスポットを参加者に巡ってもらうことで、「普段行かない所に行けて楽しかった」という感想を多くいただきました。



スタンプラリー参加者の様子

【特集2】「いちご王国」プロモーションの展開

「いちご王国」プロモーションは、3年目を迎え、全国におけるプロモーションを展開するとともに、本県を訪れた観光客等が、「さすがはいちごの県」とのイメージ定着を促進するため、県内道の駅や公共交通機関、県庁舎を活用したおもてなしを行いました。

1 「いちご王国」プロモーション推進委員会の開催

令和元年10月28日に、関係機関、団体、企業等、70団体で構成する推進委員会を開催しました。当委員会では、委員から協賛事業の実績などが披露されるとともに、知事から栃木の新品種である白いちごの名称「ミルキーベリー」が発表されました。



2 「いちご王国」の夕(ゆうべ)を開催

令和2年1月15日には、県庁ロビー1階で「いちご王国」の夕を開催し、「いちご王国」国王参加のもと、本県出身のシンガーソングライター横田悠二さん制作のテーマソングに乗った「いちご王国」PR動画の発表や「光のいちご畑」点灯式、いちごづくしのマルシェなどが開催され、「いちご王国・栃木の日」を盛り上げました。



「いちご王国」国王の登場



「いちご王国」PR動画



光のいちご畑

3 首都圏プロモーション

令和元年12月21日に、よみうりランドで開催した「いちご王国・栃木」クリスマスフェアでは、500名を超える来場者が「いちご王国・栃木」検定に挑戦し、栃木のいちごに関する知識を深めました。また、1月下旬には、日本橋三越本店にて「いちご王国フェア」を開催し、県産いちごやいちごジェラートの販売などを通じ、多くの皆様に「いちご王国・栃木」の魅力を発信しました。



よみうりランド

4 関西圏プロモーション

大阪では、期間限定(2/5~2/18)のアンテナショップ「とちぎのいちごや」を設置し、県産いちごや有名パティシエとコラボしたいちごスイーツを販売したほか、いちごで作られた羽をモチーフとした巨大壁面広告によるPRを行うなど、大阪市内で、栃木のいちごを身近に感じてもらいました。

また、昨年に引き続き参加した阪神百貨店の「阪神のいちごとチョコフェス」では、スカイベリーが連日完売するなど大変好評でした。



とちぎのいちごや



巨大壁画広告

5 県内プロモーション

県内道の駅4か所を「いちご王国」おもてなし拠点とし、いちご王国を紹介するウェルカムビッグタペストリーの掲出やいちごに関する情報を発信するおもてなしスタッフの配置など、観光客を「いちご」でおもてなしする体制を整備しました。

また、「いちご王国」ならではのいちごを楽しむシーンを募集する「いちご王国・栃木」いちご映えフォトコンテストの人気投票や「いちご王国・栃木」検定の最上位級であるマスター級の検定を実施しました。



おもてなし拠点のウェルカムビッグタペストリー

6 公共交通機関を活用したPR

高速バス「とちの木号」、「マロニエ号」への「いちご王国」の装飾や、県内を走るタクシー(約1,200台)、トラック(約400台)への「いちご王国」マグネットシート掲出など、いちごと言えば栃木県というイメージをより多くの方に発信しました。

7 協賛事業

令和元年度も、関係団体、企業、行政など、多くの方にいちごをテーマとした協賛事業に参加していただき、2月29日までに1,954件の協賛をいただきました。

スカイベリーを使ったアルコール飲料の全国販売や栃木のオリジナル品種でラッピングされた特別装飾車によるPRなど、「いちご王国」を盛り上げていただきました。



特別装飾車



装飾された高速バス

【特集3】水田を活用した土地利用型園芸の生産拡大

本県は、農地に占める水田の割合が約8割と高く、基盤整備も進んでおり、水利に富んだ水田が広がっています。一方、主食用米の需要量は年10万t程度の減少となっていることから、今後も需要の増加が見込まれる加工・業務用野菜の産地育成など、水田を活用した土地利用型園芸の生産拡大を進めています。

1 若手農業者向け土地利用型園芸推進セミナーの開催

県では、露地野菜を中心とした農業経営を志向する若手農業者等を対象に、推進セミナーを8月と11月の2回開催しました。セミナーでは、露地野菜の生産・流通・販売の現状や、契約取引のポイント、原価計算の方法などについて、事例などを踏まえた情報提供が講師から行われました。参加した若手農業者からは、「機械導入を考える参考になった」、「商談の際の参考にしたい」などの意見が出され、今後の産地づくりに活かされることが期待されます。



若手農業者向け土地利用型園芸推進セミナー

2 「園芸大国とちぎづくり推進大会」の開催

水田を活用した土地利用型園芸の生産拡大を積極的に推進し、他の模範となる農業者等を表彰する「土地利用型園芸コンクール」を実施するとともに、その受賞者の表彰及びパネルディスカッション等を行う推進大会を1月22日に開催しました。

当日、知事から「園芸大国とちぎの実現に向けて」と題して、地方創生の鍵は農業の元気度にあることや、本県園芸生産の大きな可能性について講話がありました。また、パネルディスカッションでは、パネラーとなった受賞者から、土地利用型園芸に取り組んだきっかけや、機械化による省力化の取組、労働力の確保、販売・流通対策の取組などテーマに沿っての発表があり、会場との意見交換が行われました。参加した県農業大学校生や高校生から質問も出るなど若い世代からの関心も高い大会となりました。



知事講話



パネルディスカッション

3 土地利用型園芸のモデル産地の育成

水田を活かした土地利用型園芸の産地育成を図るため、10ha規模を目指すモデル産地を指定し、ソフト・ハードの両面から支援を行っています。この結果、21のモデル産地では栽培面積が取組前の2倍の110haに拡大しています。

このうち、真岡市のモデル産地では、補助事業を活用して、ねぎやにんじんの収穫機や出荷調整機を導入し、機械化一貫体系の整備を進めるとともに、出荷物の品質を保持する予冷庫を整備して実需者ニーズに対応するなど、着実な拡大が図られています。

また、佐野市のモデル産地では、JAが補助事業等を活用してねぎの収穫機や出荷調整機など計11台を購入し、新規栽培者等に貸し出すとともに、良質苗を供給するなど、新規栽培者が取り組みやすい環境づくりを行い、新たに15名の生産者が増加しました。



にんじん収穫機による収穫作業



乗用管理機によるねぎの培土作業

モデル産地一覧(令和元(2019)年12月末現在)

産地づくり基本構想名	策定主体	市町村名	品名	策定年度	
				H30	R1
宇都宮北西部産地づくり基本構想	宇都宮北西部営農会 さつまいも生産部	宇都宮市	さつまいも	○	
上河内・河内地区産地づくり基本構想	宇都宮農業協同組合	宇都宮市	たまねぎ	○	
白沢地区産地づくり基本構想	宇都宮農業協同組合ねぎ専門部	宇都宮市	ねぎ		○
鹿沼市深津地区産地づくり基本構想	株式会社コバヤシファーム	鹿沼市	こまつな、ほうれんそう	○	
真岡地区産地づくり基本構想	菅谷拓夫	真岡市	ねぎ、にんじん	○	
ほか野地区産地づくり基本構想	ほか野農業協同組合	真岡市、益子町、 茂木町、市貝町、 芳賀町	加工用たまねぎ	○	
益子町露地野菜産地づくり基本構想	益子町	益子町	しょうが、にんじん、 たまねぎ等		○
間々田・生井地区産地づくり基本構想	江戸屋農産株式会社	小山市	ねぎ	○	
野木町川田地区産地づくり基本構想	元気ファーマーズ野木	野木町	レタス、かぼちゃ、 白菜、トウモロコシ、 ブロッコリー	○	
都賀町家中地区産地づくり基本構想	株式会社アドバンス	栃木市	ねぎ		○
絹地区産地づくり基本構想	小山農業協同組合 絹支店ねぎ部会	小山市	ねぎ		○
桑・国分寺・南河内地区産地づくり基本構想	小山下野露地野菜組合	小山市、下野市	ねぎ、じゃがいも		○
氏家地区産地づくり基本構想	塩野谷農業協同組合 ねぎ部会氏家支部	さくら市	ねぎ	○	
高根沢地区産地づくり基本構想	塩野谷農業協同組合 ねぎ部会高根沢支部	高根沢町	ねぎ	○	
矢板・さくら・那須塩原地区産地づくり基本構想	矢板さつまいも組合	矢板市、さくら市、 那須塩原市	さつまいも	○	
高根沢花岡地区産地づくり基本構想	福田正英	高根沢町	たまねぎ		○
塩野谷地区枝豆研究会産地づくり基本構想	塩野谷農協枝豆研究会	さくら市、高根沢町	えだまめ		○
那須地区産地づくり基本構想	JAなすのたまねぎ部会	大田原市、 那須塩原市、 那須町	加工用たまねぎ	○	
大田原地区産地づくり基本構想	大田原大和イモ部会	大田原市	やまといも		○
足利地区産地づくり基本構想	足利市農業協同組合	足利市	キャベツ、ねぎ	○	
佐野全地区産地づくり基本構想	佐野農業協同組合	佐野市	ねぎ	○	

